

公 示 送 達 書

令和8年6月19日

千葉県船橋県税事務所長



地方税法20条の2第1項の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達します。

なお、これらの書類は千葉県船橋県税事務所長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

氏名又は名称	書 類 名	備 考
NGUYEN VIET THANH	滞納処分の停止通知書	所在不明により送達困難
村越 高久	同上	同上
以下余白		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。